

2023 年度 社会福祉法人光明童園 事業報告

1. 法人の理念

社会福祉法人光明童園理念を、『子どもたちの幸せのために～子どもと共に、働く人と共に～』とする。
浄土真宗のみ教えを根幹とし、親鸞聖人が述べられた「世の中安穏なれ」の願いのもと、誰もがいつくしみ（慈愛）をたたえた眼差しを持ち（眼施）、すべての人が尊ばれ、社会の一員として重んじられ、良い環境の中で安心して共に生かされ生きる社会を目指す。

2. 基本方針

児童養護施設においては、児童福祉法第 41 条「保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて、退所した者に対する相談、その他の自立のための援助することを目的とする施設とする」を基本として、「人権を尊重し個性を大切に」「安心安全な生活の場の提供」「人との関わりや絆をしっかりと築き、心身の健康を守り育てる」を柱に、児童とともに生活していく中で、和顔愛語（なごやかな笑顔・やさしい言葉・おもいやりの心）に基づく「報恩感謝」の生活を実践し、強く明るく生きぬき、常にわが身を省み、互いにうやまい助け合う、そのような人間に育成する。また、対外的には、地域性を最大限に生かした社会性をはかり、地域の中に根ざした施設づくりに努力邁進する。児童発達支援センター及び児童家庭支援センターにおいては、家庭や各関係機関との連携をより充実させていくことで子育てのしやすい環境、地域作りを目指した。

地域支援部門、障がい児支援部門においては、核家族化や少子高齢化により、人と人のつながりが希薄化している中、子どもや子育てをしている人、高齢者、障がい者を含め、地域のすべての人がつながり合い、ともに尊ばれ、社会の一員として重んじられ、良い環境の中で安心してともに生かされ生きる社会の実現を目指した。

3. 法人経営

(1) 評議員会、理事会、監査、苦情解決第三者委員会の開催

評議員選任・解任委員会	5月30日	理事会報告、退任に伴う評議員の選任
評議員会	6月8日	2022年度事業報告、2022年度決算報告、役員等の報酬総額、理事・監事の選任
理事会	5月22日	リース契約、諸規程の変更、評議員選任・解任委員会運営細則の変更、評議員選任・解任委員会委員の選任、補正予算、2022年度事業報告、2022年度決算報告、評議員候補者の推薦、評議員会の開催
	6月8日	理事長選定
	8月31日	被措置児童等虐待事案報告、補正予算
	12月14日	被措置児童等虐待事案に関する改善策の進捗報告、指導監査結果報告、諸規程の変更、補正予算
	3月25日	管理職の解任、管理規程の変更、諸規程の変更、補正予算、水俣市委託事業の受託、2024年度事業計画案、2024年度予算案、役員等賠償責任保険契約、評議員会の開催
監査	5月15日	処遇監査
	5月12日	会計監査
苦情解決第三者委員会	5月15日	苦情解決第三者委員連絡会

(2) 経営者会議

法人内の事業所の管理者と法人事務担当者が定期的（月 1 回）に会議を行い、各施設の現状や課題、取り組みの共有を図った。

法人職員アンケートを実施し、職員の想いを事業運営に反映させた。光明童園（7月）、地域支援部門（9月）、障がい児支援部門（10月）、湯出光明童園（10月）

（3）中長期計画の実施及び評価

社会福祉法人光明童園が取り組むべき事業活動と経営基盤強化の両面での指針を示すことを目的に策定。2020年度から2024年度までの5か年を計画期間とし、2023年度の評価を行った。

（4）情報の発信

法人のホームページを利用し、法人全体の情報や、法人の業務及び財務情報など公表が必要な情報について積極的に公表することにより、経営の透明性を図った。

（5）コンプライアンスの徹底

社会福祉法等の慣例法令や、社会的ルール・モラルを遵守した経営を行うため、管理職員全員が研修会に参加した。

研修名：コンプライアンス研修会（主催：熊本県社会福祉協議会）／第1講 コンプライアンスとは、第2講 医療倫理、第3講 個人情報、第4講 SNS、第5講 こんなときどうする？、第6講 コンプライアンスの本質、第7講 組織的なリスク管理

（6）経営の透明化

公正かつ透明性の高い適正な経営の取組を行うことを目的として、外部の専門家（弁護士、社会保険労務士、税理士）による監査及び相談支援体制を構築した。

（7）地域における公益的な取り組み

地域支援部門の活動：地域の縁がわ活動（地域住民の活動や子どもたちの居場所としての場所の提供）、高齢者宅訪問、若者への朝食提供（おに活）、地域子ども食堂

法人委員会 お役に立ち隊：施設毎に定期的に近隣の地区の清掃

（8）委員会活動

法人内事業所を横断した5委員会組織が活動し、通常業務とは別にさまざまな取り組みや会議などを行った。（各委員会の詳しい事業報告は別紙のとおり）

4. 施設運営について

（1）諸規程の一部変更について

評議員選任・解任委員会運営細則、法人経理規程、就業規程、非常勤職員就業規程、給与規程、給与規程別表

（2）新規事業について

2024年2月7日、水俣市児童館（水俣市こどもセンター）の指定管理候補者に決定（指定期間：令和6年4月1日～令和9年3月31日）

（3）その他

土地の取得：2022年12月14日開催の理事会で承認されていた土地の売買契約が2024年2月13日に完了。登記変更は2023年2月16日に完了

地番	地目	地積	評価額	権利者	取得内容
290番3	畑	400㎡	18,075円	淵上洋子	すべて取得
294番	畑	151㎡	6,823円	淵上文雄	すべて取得
289番2	公衆用道路	53㎡	125,239円	淵上洋子 2/4 柏木達也 1/4 柏木省三 1/4	権利の1/4を取得
295番1	公衆用道路	57㎡	134,691円	淵上洋子	すべて取得